

長野大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、長野大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の理念を踏まえて「大学憲章」を定め、大学の使命、教育目標を明示している。更に各学部の「三つの方針」を定めることによって、建学の理念と大学の使命・目的との関連性を明確にするとともに、建学の理念及び「大学憲章」を内外に示している。

評議会を最高審議機関とした教育研究組織は、「学長・学部長会議」「学部教授会」「教育研究戦略会議」で教育研究に関する重要事項が審議され、全学教授会は教職員の共通理解と連携を強めるための役割を担っている。今後、学長・学部長会議を基軸とした効率的かつ効果的な大学運営を目指しており、その成果が期待できる。

3 学部はそれぞれ建学の理念及び「大学憲章」を踏まえてディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを設けている。更に、「大学憲章」に基づきアドミッションポリシーを学部学科ごと及び入試区分別に定め、学生受入れ方針の明確化を進めている。

教員は原則として公募採用であり、厳正・公正な人事体制が確立されており、人数、配置ともに適正である。

職員の採用・昇任は、規程などに基づき適正に行われている。SD(Staff Development)研修への参加及び学生支援に必要な資格取得の支援を行い、職員の資質向上に努めている。

管理運営組織として、管理部門と教学部門との連携を図る役割を常務理事会が担い、教学側から学長、学部長、事務局長が参加している。法人の常務理事会、教学の評議会により適切に運営されている。

財務状況は、借入金がなく内部留保の状況も概ね良好である。その内容はホームページで公開され、理解しやすく開示方法が工夫されている。入学定員の確保が困難な状況を考慮して、現在、進められている地域の特性を生かした教育研究によって外部資金の更なる獲得に努めることが期待される。

学内のバリアフリー化及び情報サービス・IT 環境の整備は、「大学憲章」に基づく大学の使命、教育目的に沿って適切に行われている。

「長野大学地域連携センター」と「地域共生福祉研究所」を設置し地域との連携強化を図っている。地域の特性と大学の特色を生かした取組みが、教育 GP（質の高い大学教育推進プログラム）、戦略的大学連携支援事業、科学技術振興機構や経済産業省関連の委託事

業及び自治体からの受託事業に採択されている。

教育 GP に採択された「森の生態系サービスの活用を学ぶ環境教育」は、特色ある活動として特記事項に記載されている。更に、特記事項では、社会福祉活動（社会福祉学部デー）、ICT を活用した地域貢献型実践教育プログラム、障害者の学習支援、ボランティア活動を推進することで地域の活性化に貢献する人材の育成に取り組む大学の姿勢が明示されている。

公的機関に求められる組織倫理については、「学校法人長野学園就業規則」に基づき、「学校法人長野学園服務規程」及び「コンプライアンスに関する指針」が定められている。また、研究倫理規程も制定されることになり、組織倫理の基盤が構築されている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の理念に基づき「大学憲章」を定めている。その前文に大学の使命を明記し、本文に 5 つの「基本目標」を定め、大学構成員の教育研究活動の指針として活用している。

建学の理念及び「大学憲章」は、大学案内、学習ガイド（履修要項）、キャンパスガイド、学生募集要項、県内企業向け・高校向けリーフレットなどに明記され、また大学ホームページで学外者への広報が行われている。更に、入学式・卒業式をはじめとする公式行事など機会あるごとに理事長・学長又は大学関係者を通じて学生、保護者、卒業生をはじめとする関係者に伝えられており、大学のメッセージは十分に伝達されている。

「大学憲章」及び各学部の「三つの方針」を定めることによって、建学の理念と大学の使命・目的との関連性がより明確にされている。しかし、「大学憲章」は平成 20(2008)年、「三つの方針」は平成 21(2009)年にそれぞれ整備されて間もないことから「教養」「自己成長」などのキーワードをその内容も含めてわかりやすく説明することで教育研究活動のより具体的な指針とすることが望ましい。

今後、大学が企図している「地域に貢献する学術研究の展開」及び「構成員の主体的活動による『知の共同体』の構築」を実践することで学生、教職員及び保護者、地域住民などに大学の使命を広く周知することが期待できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究組織は地域の特性・社会のニーズを考慮した3学部3学科と4年次生が在籍する1学部から成り、建学の理念に掲げる少人数教育を充実させるため、収容定員の適正化を行っている。

最高審議機関として「評議会」を設置し、教学に関する重要事項を審議し、全学的意思決定は組織的に行われている。「学長・学部長会議」「全学教授会」「教育研究戦略会議」が設けられ、学部間の調整、相互の関連性を強くするための役割を担っている。

地域連携を強化する目的で「長野大学地域連携センター」「地域共生福祉研究所」を設け、研究拠点としている。

教養教育を「広い社会的視野の涵養」及び「全人的人間形成」を目指す全学的教育と位置付け、「教養ある職業人」の育成を教育目標として大学教育センターに「教養教育推進室」を設置し、全学的・総合的な推進を図っており、専門教育との整合性も保たれている。

意思決定については、評議会をはじめとする全学の教育研究に関わる機関と各学部の意思決定機関とする教授会において、規程などの定めにも則して行われている。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

大学は、建学の理念及び大学の使命に基づき、教育目的を「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」の4つの観点別に設定している。また、建学の理念及び「大学憲章」を踏まえて、3学部はそれぞれディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを設けており、これも4つの観点別に明記し理解を促進することに配慮している。教養教育を含め、それぞれの学部が独自の特徴的なポリシーを掲げて、教育目的が明確にされ、定められた観点別教育目標は周知されている。専門教育科目では、それぞれの学部が目的達成のための特徴あるカリキュラム編成を行い、少人数教育にも力を注いでいる。また、授業時間は Semester ごとに15週を確保している。

「ウェブシラバス」には「観点別教育目標」及び「教養」「自己成長」などキーワードを記載するとともに、成績評価基準を明確に記載している。講義終了後は学内ポータルサイトの「講義資料庫」に講義資料を保管して予習・復習の便宜を図っている。

外国語科目は習熟度別クラスに編成されている。また、専門科目には複数の科目群を設け、教育課程を体系的に展開し、カリキュラムポリシーを反映させるために各学部で工夫されている。

学習状況・資格取得・就職状況の調査など実態把握に努め、大学の教育理念を、具体的な方針の中で活用しようとする取組みが行われている。また、厚生労働省の「YESプログラム(Youth Employability Support Program: 若年者就職基礎能力支援事業)」を正規科目として組込んだ講義を行うなど、教育方法・内容に工夫している。

【改善を要する点】

- ・学部ごとの人材の養成に関する目的や教育上の目的が、学則に定められていないので改善が必要である。

【参考意見】

- ・進級要件及び4年次の履修上限の設定が望まれる。これらについては「大学教育センター」での検討事項に挙げられているが、早急に対応することが望ましい。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

入試については、「アドミッションセンター」が中心となり全学的に取組み、入試区分別アドミッションポリシーが明確に定めている。大学志願者が減少する状況の中で、教育環境の質的向上に対応するため入学定員を見直し、明確な学生像を提示して、学生募集を行っている。入学生の多様化に対応して、推薦入試合格者に対して「入学前学習」の指導を行っている。また、「新入生オリエンテーション合宿」を行い、履修・学びの研修、上級生や教員との交流を図ることで円滑に大学に親しむ工夫を行っている。

学習指導を行うために、週2コマの「オープン・オフィス・アワー」による学生相談を実施し、その結果は全教員の参加が義務付けられた「学生支援検討会」で報告され検討されている。ほかの学生支援策として「アドバイザー制」、学習センターによる学習相談が行われている。更に、「キャンパスミーティング」「学長との懇談会」を行うとともに、「キャンパス・ヴォイス」という投書箱を設置して学生の意見がくみ上げられている。

障害のある学生に対しては、企業と共同開発した「障害のある学生のための授業支援プロジェクト(JOIN)」を活用し、「情報保障技術講義」で点訳、要約筆記、手話やピアサポートが行われている。留学生や障害のある学生に対して入学前に個別ガイダンスの支援体制をとっている。留学生にはボランティアによる日本語支援も行われている。課外活動の活性化のために「夢チャレンジ制度」を設け、経済的支援が行われている。

学生の就職・進学に関しては、「キャリアサポートセンター」のもとに「センター運営委員会」「キャリア開発室」「国家試験対策室」を設置して自己理解、自己形成の取組みを行い、厚生労働省の「YESプログラム(Youth Employability Support Program : 若年者就職基礎能力支援事業)」も導入している。また、合同企業説明会の開催も行っている。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教員数は大学設置基準を満たし、開講科目に対する専任の担当比率は高く、建学の理念に沿った少人数教育は充実した体制で行われている。

教員の採用は原則として公募制をとっており、厳正・公正な人事体制が確立されている。昇任に関しては、評議会の決定に基づく「教授、准教授、昇任審査基準申し合わせ事項」「別表 教育歴・研究歴の評価点」に則って行われ、採用・昇任は規程に則して適切に行われている。また、人事委員会は学部横断的に構成されている。

大学の運営方針と教員の教育研究活動を、種々の取組みを通して上手く組み合わせるとともに、教員のモチベーションを高揚、維持することに心掛けている。

専任教員の教育担当時間については、基準担当コマ数を設定し運用を適切に行っている。

教員の教育活動を支援する目的で「ティーチング・サポーター」を採用している。大学独自の研究支援体制を構築し、「学長特別助成研究補助金」「地域・一般研究助成金」の学内競争的研究費を設け、研究の活性化に取り組んでいる。科学研究費補助金など外部資金の採択に向けての支援も行われている。

FD(Faculty Development)活動はFD委員会のもとに行われ、学生による授業アンケートの結果に基づき授業改善に向けた報告書が義務付けられている。また、授業運営・教授法の向上に向け、授業を公開するオープンクラスなどが開設されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員組織は、「事務局の組織に関する規程」に基づき、職制と職務及び事務分掌が定められ、更に「事務局の事務処理に関する規程」に基づき、事務処理の決裁方法と事務局長の職務権限が明確になっている。職員の使命と役割は各規程によって明示され、適正に運用されている。

職員の採用は、必要に応じて就業規則に基づき起案され、常務理事会での審議・承認を経て行われる。また、ウェブサイト上で広く一般に公募することによって、大学が求める人材を確保できており、公平性も担保されている。

職員の昇任・昇格は、「教職員の初任給、昇格、昇給などの基準に関する細則」に基づいて運用されている。異動は、事務局長、総務課長が中心になって案を作成し、常務理事会に諮り決定されている。また、異動希望の聴取を、年 1 回実施している。

大学運営の明確な目的意識のもとに、職員を外部の研修会や学内の講義、学外者向けの生涯学習講座に積極的に参加させ、資質の向上を図っている。また、キャリアカウンセラーの資格取得に際しては、受験料、交通費などに対する費用の支援が行われており、その結果、平成 18(2006)年度以降に 3 名の職員が資格を取得している。職員の資格取得の費用を大学が負担し、活性化を図るシステムは評価できる。

教育研究に対しては、「研究支援・地域連携センター事務室」を設置し、各種研究助成金に関する情報提供、申請業務、外部資金の管理などを行い、事務組織の適切な支援体制が

できている。その結果、外部資金の獲得に関わる申請が増加しつつある。

学生支援センター長のもとには、「学習支援室」「学習センター」が設置され、教育研究支援機能が充実している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会及び常務理事会の決定事項は、全学教授会で周知されている。経営企画会は常務理事会傘下の組織であり、学園の経営及び大学組織の中長期計画に関する事項などを検討する機関となっている。

管理運営組織として、管理部門と教学部門との連携を図る役割は、常務理事会であり、教学側から学長、学部長、大学事務局長が参加して、月 2 回開催されている。学長のリーダーシップが最大限に発揮されるよう、法人の常務理事会、教学の評議会によるサポート体制ができている。

自己点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」及び「学部自己点検・評価委員会」で行っている。その目的は、教育研究活動の現状把握を行い、それに基づき自主的、定期的に改善、改革を行うことと明記している。

教育研究活動をはじめとして大学運営の改善・向上を図るために「教育研究戦略会議」を置き、前年度の改善目標、単年度ごとの目標設定とその達成計画を立てている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

会計処理は、学校法人会計基準に則して適正に処理され、監査も適正に実施されている。また、予算に関しては、基本方針策定、部局への周知方法など、要求の過程から成立までの意思決定と手順は適切に実施され、適正に執行されている。

入学者は減少傾向にあり、収入の大半を占める学生生徒等納付金収入の改善は容易ではない。また、人件費比率が多少高くなってきており、個人研究経費や学生援助金などに影響し始めている。今後、経営環境がますます厳しくなることが予想されるので、更なる収入の増加、支出の削減などの対応策が望まれる。

有形固定資産の取得は、すべて自己資金で賄うことができている。翌年度繰越消費収支差額は、帰属収入額を大きく上回り、減価償却引当資産及び退職給与引当資産は、保持できている。内部留保は十分蓄えられ、現在の財務状況は健全であり、当面の教育研究活動に支障はない。また、収入が減少してくる中で、個人研究費、学生援助金などの支出項目

が見直され、収支の均衡が図られている。

財務状況はホームページで公開され、理解しやすい開示方法になっている。平成 20(2008)年度決算、平成 21(2009)年度予算編成方針も明確に示されており、中長期戦略で対処すべき課題も示されている。

外部資金の導入については、教育 GP（質の高い大学教育推進プログラム）、戦略的大学連携支援事業の採択をはじめ、科学技術振興機構や経済産業省関連の委託事業及び自治体からの受託事業を行っており、各種補助金の獲得に向け積極的に取り組んでいる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎は、大学設置基準を満たし「AUN 長野大学恵みの森再生プロジェクト」により自然環境を活かした整備が進んでいる。地元の小学生などの児童・生徒も参加するフィールドワークを採り入れた活動は、大学の特色となっている。

図書館の検索機能も整備され、情報システムセンターにより円滑に運営されている。

大学構内のバリアフリー化は、エレベータの増設、点字ブロックの敷設、段差解消リフトの整備などを行い障害のある学生への配慮を行っている。

校舎などの耐震については、一部建物を除き耐震補強工事を行うとともに、アスベスト建材が使用されていないことを確認している。

情報サービス・IT 環境については、ノート型パソコン所持推奨制度を、平成 14(2002)年度から導入したことに伴い、情報のバリアフリー化も進め、ユビキタス・キャンパスを構築している。

【優れた点】

- ・敷地内の「AUN 長野大学恵みの森」における、自然環境を利用した教育活動が教育 GP（質の高い大学教育推進プログラム）に採択されるなど、大学の特徴的なものとなっていることは高く評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす」という建学の理念に則り、地域との連携を行うために「長野大学地域連携センター」と「地域共生福祉研究所」を設置している。更に、本年度から、図書館の一般開放制度も導入され、地域住民のため

の効率的な活用が期待されている。

県下 8 大学による「大学間地域ネットワーク構築による高等教育の質保証と人材育成の実質化」プログラムが平成 20(2008)年度文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択されている。

教員共同研究の「観光地の組織形成とネットワークマネジメント」が、経済産業省の「観光地経営専門家育成プログラム補助事業」として進行し、更に「地域主導型科学者コミュニティの創生」プロジェクトは、平成 20(2008)年度の科学技術振興機構・社会技術研究センターの研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」に採択されている。

「コンソーシアム」や「JST プログラム」などでの成果が期待されおり、地域に密着した学会活動は定着して効果を上げている。海外大学との協定も締結して、連携の発展を目指している。

地域共生福祉研究所の障害者雇用を進める環境整備に係る取組みは評価に値する。

地域連携センターを軸として、公開講座、市民開放講義、中国語講座が実施され、学外への積極的な教員派遣を行っている。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

「学校法人長野学園就業規則」に基づき、「学校法人長野学園服務規程」及び「コンプライアンスに関する指針」が定められている。また、研究倫理規程も制定されることになり、組織倫理の基盤が構築された。

セクシュアルハラスメントに関しては、「長野大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」及び「長野大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する指針」を定め、「セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会」によるセクシュアルハラスメントの防止への啓発・研修活動が行われている。

災害や疾病などに関する危機管理体制については、「危機管理委員会」が職掌している。また、「セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会」及び「個人情報保護委員会」に関する事案も、危機管理委員会に諮られ、大学として総合的な取組みが行われている。

個人情報の保護に関しては、「長野大学個人情報保護規程」を制定し、それにも基づき「個人情報保護委員会規程」を定め、委員会による個人情報保護の活動が行われている。また、情報システムに関しては、「長野大学情報システム利用規程」「長野大学情報システム利用倫理規程」「長野大学情報システム利用倫理ガイドライン」が定められ、個人情報の漏えいを防止するための細部にわたる規程整備とセキュリティ対策ができています。

学則に基づき、危機管理委員会規程を制定し、災害、事故、人権侵害、研究倫理などの重要事項について定め、さまざまな問題に対処している。

教育研究成果は、ホームページや紀要を通して広く社会に発信されている。将来計画として、学長室で大学広報のあり方、情報提供の一元管理を図る計画になっている。

【参考意見】

- ・危機管理委員会規程は制定されているが、危機対応マニュアルができていない。早急にマニュアルを作成し、教職員への周知が望まれる。

